



ねんかん つう と あ おお ないよう の かくにん
年間を通じてお問い合わせの多い内容について載せています。ご確認ください。

しゅっせきていし 「出席停止」について

かんせんしやうぼうほう してい かんせんしやう がっこうせいかつ とお りゆうこう かんせんしやう ばあい りゆうこう ひろ
感染症予防法で指定されている感染症や、学校生活を通して流行しやすい感染症にかかった場合は、流行が広がるこ
とを防ぐために、「出席停止」の措置をとることになっています。

- 出席停止の期間中は欠席扱いにはなりません。
- 医師の診断を受けたときは、必ず学校にご連絡ください。連絡のあった日から、出席停止扱いとなります。
- 出席停止の日数は、病気ごとに定められています。診断を受けたとき、医師に確認してください。
- 出席停止の期間を守り、医師の許可が出るまで、登校は控えてください。

(しゅっせきていし) かんせんしやう 【出席停止になる感染症】

しんがた かんせんしやう みず
新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、おたふくかぜ、水ぼうそう、
プール熱、麻疹(はしか)、風疹、百日咳、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、
マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、感染性胃腸炎 など。

ほか しゅっせきていし あつか びやうき びやうめい ばあい がっこう し
※他にも出席停止の扱いになる病気があります。病名がわかっている場合は、学校へお知らせく
ださい。

※医師の診断についての報告の際、証明書は必要ありません。

けんこうしんだん けっか 健康診断の結果について

けんこうしんだん いじやう うたが ばあい けっか し わた はや せんもん い
健康診断で異常の疑いがあった場合に「結果のお知らせ」をお渡しします。できるだけ早く専門医に
ご相談いただき、結果を学校へご提出ください。また、学校では限られた時間内にたくさんの人数を検査
する集団検診のため、疑わしいものは全てチェックをする方法をとっています。お知らせをもらって受診し
た結果、異常なしと診断される場合もありますことをご了承ください。

けっか なに き けがる ほけんしつ と あ
結果について何か気になることがありましたら、お気軽に保健室までお問い合わせください。

ほごしゃ かた
保護者の方へ

こ がっこう
お子さんが、学校で
けがをしたとき



ほけんしつ
保健室まで
お知らせください



いりょうひ てつづ
医療費がおりの手続きをします

いりょうきかんとくじょうきょうしやうめい しよるい ひつよう
※医療機関等の状況の証明などの書類が必要です。
くわ がっこうほけんしつ と あ
詳しいことは学校(保健室へ)お問い合わせください



がっこう
学校でけがをしたときは?

にほん しんこう さいがいきやうさいきやうふせいど
日本スポーツ振興センター・災害共済給付制度

きやうふたいしやうしやうけん
給付の対象・条件など

- がっこうかんにりか かがいかつどう つうがく ふく
●学校管理下(課外活動・通学なども含む)の
けがであること
- りやうよう ひやう えんいじやうばあい
●療養にかかった費用が5000円以上の場合
いりやうほけん てきやう いりやうきかん まどぐち
(医療保険の適用で医療機関の窓口で
支払った自己負担額が、通常1500円以上)



※制度の詳細は、日本スポーツ振興センターのホームページをご覧ください。
<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/Default.aspx>

※「こどもすこやか医療証」などの利用により、実際に支払った金額が1500円より
少ない場合でも、治療にかかった医療点数の合計が500点を超えている場合は申請
ができますので、手続きをされることをおすすめします。

いりやうひ えんじよ がっこう いりやうけん
医療費援助(学校医療券)について

おおさかし やうほご じゆんやうほご じどう びやうき ちりやう ひつよう いりやうひ えんじよ おこな せい
大阪市では、要保護・準要保護の児童に、病気の治療に必要な医療費について、援助を行う制
度があります。

※準要保護の児童には、大阪市特別支援教育就学奨励費支弁区分Ⅰ段階の児童も含まれます。

がっこういりやうけん はっこう きぼう かた しやうがくえんじよ とくべつし えんきやういくしやうがくしやうれいひ
学校医療券の発行を希望される方は、就学援助または特別支援教育就学奨励費
の申請をした後、治療を始める前に保健室までお知らせください。

たいしやう びやうき
対象となる病気



- ①トラコーマ
- ②結膜炎(※アルバ¹-性結膜炎は対象外)
- ③白癬・疥癬・膿化疹
- ④中耳炎
- ⑤慢性副鼻腔炎(※鼻炎は対象外)
- ⑥アデノイド
- ⑦むし歯
- ⑧寄生虫病(※頭ジラミは対象外)

おねがい

- 未使用の場合でも、学校医療券は
学校までご返却ください。
- 就学援助・特別支援教育就学奨励費が
認定されなかった場合は、医療費は自己負担となります。
ご了承ください。

☆学校でのけが・学校医療券について、ご不明な点があれば、保健室までお問い合わせください。